

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>名古屋鉄道名古屋本線加納駅・茶所駅付近連続立体交差事業における用地取得業務の一部を委託するもの</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>当該路線は、岐阜市から事業推進のために用地取得を受託する旨の意思が示され、「名古屋鉄道名古屋本線岐南～名鉄岐阜駅間鉄道高架化事業に伴う用地事務に関する確認書」に市の用地取得に対する協力について定めがある。用地取得は、住民の権利意識の高揚、代替地要求の増加等により、ますます困難化しており、地元の事情に精通した団体に委託することが有効といえる。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>用地取得は、住民の権利意識の高揚、代替地要求の増加等により、ますます困難化しており、地元の事情に精通した市町村の協力が得られる場合、速やかに用地取得を進めるためには、最も地元の事情に精通し用地買収事務にも精通する市町村に委託することが有効といえる。当該工区は、岐阜市から事業推進のために用地取得を受託する旨の意思が示され、確認書を締結していることから、岐阜市と契約するものである。</p> <p>以上のことから岐阜市は、当該地域の用地取得業務に精通している唯一の者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。